

平成28年10月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第96号の概要

(就業構造基本調査の変更)

1 就業構造基本調査の概要

調査の目的

国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和31年に開始し、57年までおおむね3年ごと、57年以降は5年ごとに実施（平成29年調査は17回目）

調査期日

➤ 平成29年10月1日現在

調査範囲及び報告者数

➤ 全国の世帯及び世帯員
約52万世帯の15歳以上の世帯員
約108万人
(母集団：約5,300万世帯、約1億1,000万人)

調査事項

- **有業者・無業者共通の調査事項**
就学状況、収入の種類、職業訓練・自己啓発の有無・種類、育児・介護の状況等
- **有業者に関する調査事項**
従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、就業日数・時間、就業理由、転職又は追加就業の希望の有無等
- **無業者に関する調査事項**
就業希望の有無、希望職種、求職活動状況、非就業希望理由等

調査組織

➤ 総務省 — 都道府県 — 市町村 — 統計調査員（又は民間事業者） — 報告者

調査方法

➤ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出又はインターネットで回答

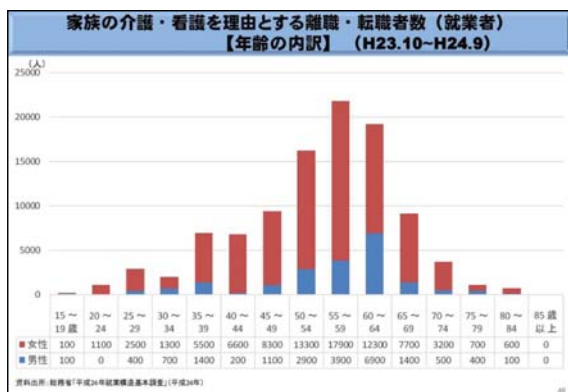
結果公表

➤ 調査実施年の翌年7月末日までに公表

2 就業構造基本調査の利活用状況

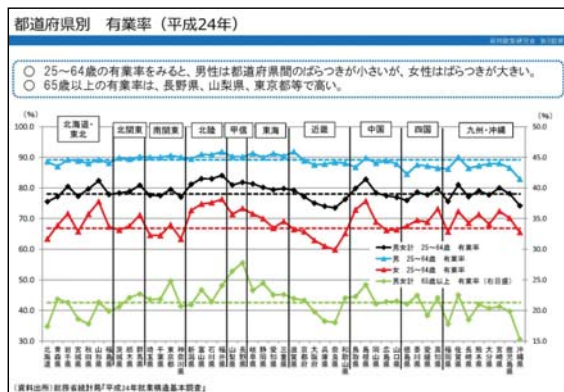
行政施策立案に当たっての利用

- 介護離職者の実態把握のための基礎資料として利用



(第1回一億総活躍国民会議(平成27年10月29日)資料から抜粋)

- 都道府県別の雇用等の実態把握のための基礎資料として利用



(第3回雇用政策研究会(平成26年12月12日)資料から抜粋)

加工統計への利用

- 国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数、雇用量を算出する際の基礎データとして利用

地方公共団体での利用

- 地方公共団体における男女共同参画計画策定の基礎資料として利用
- 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用

2

3-1 調査事項の変更(1)

各調査事項の追加や変更等につき、調査目的、利活用及び報告者の記入負担の観点から、適当かどうか確認する。

【変更内容①】

【有業者についての調査事項の追加】

不本意非正規労働者(注1)に関する統計ニーズ(注2)を踏まえ、現在の雇用形態に就いている理由に係る調査事項を追加

- (注1) 正規雇用を希望しているが、正規の職員・従業員の仕事がないため、不本意ながら非正規雇用で働く者
 (注2) 現在の雇用形態に就いている理由については、労働力調査(総務省が所管する基幹統計調査)においても把握しているが、サンプルサイズの制約から、詳細なクロス分析や地域別結果の提供が困難

第1面のA1欄で「雇われている人のうち「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「職託」「その他」と回答した方のみお答えください。(それ以外の方はA10へ)

A9 どうして今の雇用形態に就いているのですか

自分の都合のよいから	家族の補助・学業等を普通に働きたいから	家事・育児・介護等と両立しやすいから	通勤時間が短いから	専門的な技能等をいかせるから	正規の職員・従業員の仕事がないから	その他
当てはまるもの全てに記入	○	○	○	○	○	○
うち、おもなもの一つに記入	○	○	○	○	○	○

【変更内容②】

【前職についての調査事項の追加】

雇用形態間の異動について実態を把握する観点から、前職の雇用契約期間に係る調査事項を追加

C5 前の仕事の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間

雇用契約期間の定めの有無

定めがなかった(定時まででの雇用を含む)	1か月未満	1か月以上1年未満	1年以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明	わからない
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

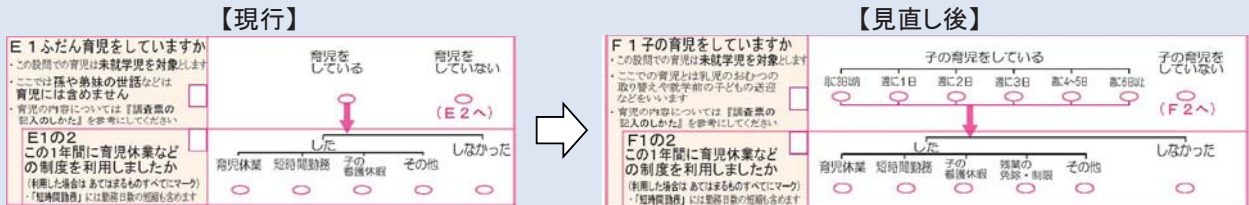
3

3 - 1 調査事項の変更 (2)

【変更内容③】

【育児・介護の状況に関する調査事項の変更】

- ① 就業と育児・介護の負担度との関係をより詳細に把握する観点から、育児・介護に携わる頻度(月に3日以内、週に1日、週に2日、週に3日、週に4~5日、週に6日以上)を把握するよう選択肢を変更
- ② 就業と育児・介護に関する制度利用との関係を詳細に把握する観点から、選択肢区分に「残業の免除・制限」を追加

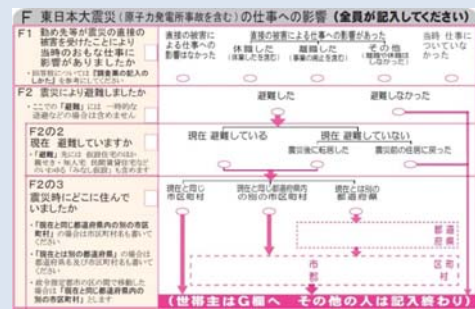


(注) 育児と介護については、現行、見直し後ともに、調査票の構成について平仄を合わせている。

【変更内容④】

- 【東日本大震災の影響に関する調査事項の廃止】**
 東日本大震災(原子力発電所事故を含む)の仕事への影響に係る調査事項については、発生から5年以上が経過し、把握の必要性が低下していることから削除

【廃止される調査事項】→



4

3 - 2 調査方法の変更

【オンライン調査の全面導入】

【現状】

前回調査(平成24年調査)では、全国の県庁所在都市、政令指定都市及び人口30万人以上の都市(東京は全市区町村)の13,109調査区(全体の41%)内の約40万人を対象としてオンライン調査を実施(注)

(注) 前々回調査(平成19年調査)で初めて、一部地域(8都県の9市2区)を対象にオンライン調査を試験的に導入
 今回調査は3回目のオンライン調査となる。

【変更内容】



全国の全世帯(約52万世帯及びその15歳以上の世帯員約108万人)を対象にオンライン調査を導入する。

【論点】

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。
- ③ 調査員や都道府県・市町村の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講ずることとしているか。

5

4 前回答申時の課題への対応

前回答申(注)において指摘された「今後の課題」と、課題への対応状況は以下のとおり

(注) 「諮問第40号の答申 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について」
(平成24年1月20日付け府統委第7号)

今後の課題

○ 「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。

○ 「現職への就業理由」の把握の検討

「現職への就業理由」を把握する調査事項については、平成24年調査においては就業理由の項目別出現率が時系列に大きな変化がないことから削除することとしたが、本調査事項は「前職の離職理由」との関係から、転職の実態を分析する上で有用な情報であるため、平成24年調査の結果を踏まえ、必要に応じて、本調査事項の復活について検討すること。

対応状況：指摘を踏まえ措置予定

- ・ 「1か月以上6か月以下」を「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割
- ・ 「その他」を「5年超」と「期間がわからない」に変更

A 1の3 雇用契約期間の定め の有無・1回当たりの 雇用契約期間	雇用契約期間の定めの有無					
	定めがない (5年までの 雇用を含む)	1か月未満	1か月以上 3か月以下	3か月超 6か月以下	6か月超 1年未満	1年超
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- ・ 「現職への就業理由」を把握する調査事項を復活

A 8 どうしてこの仕事に ついたのですか (おもなもの一つにマーク)	その他						
	失業していた	学校を卒業した	収入を得る必要が生じた	生かしたかった知識や知能を	社会に出たかった	睡眠に余裕ができた	健康を維持したい
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

6

就業構造基本調査の答申案の概要

■ : 部会報告済みの事項

項目	変更内容等	部会審議
1 計画の変更等 (1) 調査事項	①学校区分の選択肢の分割 (「短大・高専」を「短大」と「高専」に分割)	・ 適当と判断
	②現在の雇用形態に就いている理由の新設 (不本意非正規労働者の実態を把握)	・ 適当と判断 ◆収入を一定の金額以下に抑えるための就業時間又は就業日数を調整している者の実態を把握する調査事項を新設する必要性を指摘 [答申案: 2頁]
	③前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間の新設 (雇用形態間の異動の実態を把握)	・ 適当と判断
	④育児・介護の実施頻度の追加等 (育児及び介護について、その実施頻度(「月に3日以内」、「週に1日」、「週に2日」、「週に3日」、「週に4～5日」又は「週に6日以上」の6区分)を選択。また、これまでの「育児」の表記を「子の育児」に変更)	・ おおむね適当と判断 ◆育児の頻度については、家事・育児時間により把握し、未就学児はいるが、ふだん育児を行っていない者が、紛れなく「子の育児をしていない」に回答するように、報告者の分かりやすさを考慮して調査票を設計する必要があることを指摘 [答申案: 4頁]
	⑤育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加 (選択肢に「残業の免除・制限」を追加)	・ おおむね適当と判断 ◆選択肢の「その他」について、上司の裁量や配慮による残業の免除等は含まれないことを記入要領に明記することを指摘 [答申案: 6頁]
	⑥東日本大震災の仕事への影響に関する調査事項の削除	・ 適当と判断
(2) 報告者	○調査地区数の変更	・ 適当と判断
(3) 調査方法	○オンライン調査対象の拡大等	・ 適当と判断
(4) 集計事項	○調査事項の変更等に伴う集計事項の変更	・ おおむね適当と判断 ◆以下の2点を指摘 [答申案: 8頁] ・ 育児の頻度：夫及び妻の教育の状況別の表章 ・ 育児休業等制度の利用状況：末子年齢別の表章
(参考)「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との対応関係		・ ガイドラインにおける取組と本調査の調査事項の関係を確認
2 前回答申における今後の課題への対応状況 ※統計委員会答申 (平成24年1月)	①「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化 (これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを、「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割)	・ 適当と判断
	②「現職への就業理由」の把握の検討	・ 適当と判断

《今後の課題》 [答申案: 11頁]

- (1) 就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性が高まっており、今回の平成29年調査でも、関連する調査事項につき見直しを行った。次回調査(平成34年調査)へ向けても引き続き、就業に与える育児・介護の影響につき、より的確に把握するための検討を行うこと。
- (2) 今回調査においては、オンライン調査の対象を調査対象とする全世帯に拡大するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。次回調査に向けて、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今回調査の結果につき、検証を行う必要がある。